

実証的判例研究の現状と課題

Recent Trend in Attitudinal and Statistical Methods of the Case Study

湯浅 壱道*

Harumichi Yuasa

【要旨】

アメリカにおいては、多様な背景・関心から判例に対する実証的な研究が行われてきており、近年では研究に使用される分析手法も進化している。これらの研究を大別すると 制度論的政治学の延長線上にあるアプローチ、司法行動論、認知心理学的アプローチ、「法と経済学」というアプローチがある。本報告ではこれらの研究手法や研究対象等の動向を紹介する。また、わが国において同様の研究を行う際の問題点を指摘する。

【キーワード】

判例 実証 司法行動論 法と経済学 多変量解析

【Summary】

This paper examines recent trends and theories of the case study and the judicial behavior study in the United States. These studies have developed attitudinal and statistical methods, and can be classified as (1) traditional institutional model of political science, (2) judicial behavior, (3) attitudinal model and (4) “law and economics”. However, these models involve certain limits and problems when we apply them to Japanese cases, and this paper diagnoses some of them.

1 はじめに

近年、わが国においても統計学等の手法を援用した実証的な研究が各領域において増加しており、特に法社会学の領域では実証研究が増えている。判例に関係する研究領域でも、裁判官の事案判断過程に関する「スジとスワリ」研究¹、法的知識を解明し法的推論過程を人工知能化する「法律エキスパートシステム」研究²等が行われている。

しかし、アメリカにおいては多様なバックグラウンドのもとに判例に対して多角的な実証研究が行われており、近年では研究に使用される分析手法も進化している。アメリカにおいては、大別すると 制度論的政治学の延長線上にあるアプローチ、司法行動論、認知心理学的アプローチ、「法と経済学」というアプローチがある。ここでは、これらを従来の伝統的な判例研究とは異なるという意味で実証的判例研究と呼んでおこう。

本報告では、これらの研究手法や研究対象等の動向を紹介し、同様の研究をわが国で行う場合の問題点や課題を指摘することにしたい。

* 慶應義塾大学法学部 yuasa@yhb.att.ne.jp <http://home.att.ne.jp/omega/yuasa/>

¹ 松村良之・太田勝造・岡本浩一「裁判官の判断におけるスジとスワリ(1)~(13)」『判例タイムズ』911号(1996年)89頁以下~1004号(1999年)97頁以下を参照。

² 吉野 一編集代表『法律人工知能』(創成社、2000年)を参照。

2 判例に対するアプローチの潮流

そもそもなぜ判例を研究の対象とするのであろうか。特に、伝統的な判例研究（先例の探求を通じた解釈論的研究）のみならず、多変量解析等の統計学を援用した研究、ゲーム理論等を用いて経済合理性の視座に立つ研究、認知心理学的な手法を用いる研究がアメリカにおいて活発に行われているのは、どのような理由によるものであろうか。

これらの研究者の問題意識は、判例研究の手法やアプローチを大きく規定している。研究の背景や理論的関心にしたがって分類すると、アメリカにおける実証的判例研究の潮流は、次の4つに大別されよう。

制度論的政治学

戦後アメリカ政治学における大きな潮流は、カール・フリードリッヒに代表される伝統的政治学（制度論的政治学）から政治的多元主義への転換にある。憲法や公的な政治機構（制度）の当為を研究の中心とするいわゆる伝統的政治学（制度論的政治学）においては、裁判所は主要な政治機構の1つとして位置づけられ、研究対象とされた（この点で、裁判所や司法の政治的機能を研究の射程外に置こうとする日本の政治学界³との相違が認められる）。ハロルド・ラスキが法を一貫して重要な政治現象としてみていたことも知られている。いっぽう、多元主義モデルでは、競合しあう社会集団間の自由競争をアメリカ政治の実態の核心部分とみなし、対立する利益を調整・調停する存在として政府を位置づけた。ここでいう政府の中には裁判所もまた含まれる。

初期の司法と政治との関係をめぐる研究としては、ジャック・ペルタソンの『政治過程における連邦裁判所』などが挙げられる。ペルタソン自身はその後大学行政畑を歩いたために今日では研究者として高名とは言い難くなっているが、多元主義モデルの祖アーサー・ベントレー⁴に与えた影響が大きい。

多元主義では、裁判所と裁判官を、競合する諸利益を調整する政治システムに統合された存在として捉える点に特色がある。たとえば、ポリアーキー概念の提唱者として日本でも有名な政治学者ロバート・ダールは、「連邦最高裁を純粋に法的制度(legal institution)として考えることは、アメリカ政治における最高裁の役割を過小評価することである。というのは、最高裁は政治的制度(political institution)であり、すなわち国家政策上対立している問題を決する機関だからである」と端的に述べている⁵。

1980年代以降、アメリカ政治学界では新制度論とよばれる新しい潮流が勃興し、裁判所を政治的制度として捉え研究対象とする動きは再び活発となっている。

司法行動論

司法行動論の嚆矢は、ハーマン・プリチェットの『ルーズベルト・コート』⁶であるとされている。司法行動論の特色は、司法部に対する政治学的観点、計量的分析の手法、裁判官への行動の着目とされるが、特にしようとするものであるといえる。プリチェット以来、アメリカでは裁判官の行動に関する分析はかなりの蓄積がある⁷。

³ 三谷太郎『政治制度としての陪審制』（東京大学出版会、2001年）306頁。

⁴ ベントレーは、アメリカ政治における主要なアクターは圧力集団を典型とする非公式な社会集団であり、競合的な利益集団間の競争過程にアメリカ政治の権力の中核があるとする多元主義モデルの提唱者として知られている。その理論は当初かならずしも評価されなかったが、その後トルーマンによる再発見を受け、今日ではベントレーはトルーマン、V.O.キーなどと並び政治過程論の祖とされている。

⁵ Robert Dahl, *Decision Making in Democracy: The Supreme Court as a National Policy Maker*, 6 J. PUB. L. 279 (1958).

⁶ HERMAN PRITCHETT, *THE ROOSEVELT COURT* (1948).

⁷ さしあたり JEFFREY SEGAL & HAROLD SPAETH, *THE SUPREME COURT AND THE ATTITUDINAL MODEL*

司法行動論がこのように隆盛している背景には、アメリカでは州裁判所の裁判官を選挙で選ぶ州があり、ミズーリ・システムについても改革のうごきがあることと無縁ではないであろう。また司法行動論に関連して、日本のキャリア制の下での裁判官の昇進要因を分析した研究等も行われている⁸。

認知心理学的アプローチ

わが国における「法律エキスパートシステム」研究が裁判官の法的推論過程を解明しようとしているように、アメリカでも法曹の推論過程を心理学的に解明しようとする研究が進んでいる。特にアメリカでは negotiation の過程の解明を進め、紛争解決の途を見いだそうとする傾向が強い⁹。

法と経済学

「法と経済学」に関しては、すでにわが国でも広く紹介されており、かなりの研究実績もある。法と経済学の中にも多様なモデルがあるが、ミクロ経済学やゲーム論の手法を用いて法制度と法現象の分析を行うものであり、その中で判例研究は、仮説やモデルの検証と理論やモデルの組成という両方向において行われている。

3 分析上の問題点

分析の単位をどこに置くか

これまでに述べてきたようにアメリカにおいては判決に対して多様なアプローチから研究が行われているが、問題点も浮上してきた。それは、分析は裁判官単位で行うべきか、事件単位で行うべきかという点にある。

この問題は、実は理論的な次元における問題と、分析における有意性の次元における問題とを内包しているのであるが、後者については、判例分析をする際に、裁判官単位で行う場合と判例単位で行う場合とでは、結果が異なる可能性があり、司法行動論の立場からは事件単位の分析には根本的な欠陥があるという批判がなされている¹⁰。

裁判官に関するデータの不在

司法行動論の研究を行う際には、裁判官の個人的な属性のデータの収集が不可欠である。

たとえば、わが国のキャリア裁判官制度のもとで、特定大学の出身者であること、司法試験合格年齢、特定ポスト（特に司法行政職）就任経験等が裁判官としてのキャリアを規定し、判決にも影響を与えているのではないかという問いに答えるには、まず分析対象となる裁判官の属性を調査しなければならない。ところが、現状では日本民主法律家協会司法制度委員会編の『全裁判官経歴総覧』などを利用せざるを得ない現状にあり、必ずしも正確なデータが得られないという問題点がある。

この点で、アメリカでは連邦司法センターが連邦裁判所裁判官の経歴等のデータベースを公開しており¹¹、研究に活用することが可能となっている。

もとより裁判官のプライバシーには十分に配慮しなければならないが、裁判官が権力行使的要素の強い公職に就く者であることにかんがみると、裁判官自身の属性についてもある程度の

REVISITED (2002)を参照。

⁸ MARK RAMSEYER & ERIC RASMUSEN, MEASURING JUDICIAL INDEPENDENCE: THE POLITICAL ECONOMY OF JUDGING IN JAPAN (2003).

⁹ たとえば、Chris Guthrie, *The Lawyer's Philosophical Map and the Disputant's Perceptual Map*, 6 HARV. NEGOT. L. REV. 145 (2001)を参照。

¹⁰ James L Gibson, *Selecting Units for Analysis: A Cautionary Note About Methods of Analyzing Cases and Judges*, 9 LAW AND COURT 10-14 (1999).これに対する反論として以下を参照。Micheal W Giles & Christopher Zorn, *Gibson versus Case-based Approaches*, 10 LAW AND COURT 10-16 (2000).

¹¹ http://air.fjc.gov/history/judges_frm.html

公開が必要であろう。

データベースの不備

わが国で実証研究を行う場合、判例データベースの不備が問題となる。

もとより判決文自体については各種オンラインデータベースや CD-ROM 媒体等によって検索・ダウンロードが可能になってきているが、フォーマットが統一されていないという問題点がある。これに対して、アメリカでは判決データのコード化¹²が進行しており、コード化が完了したデータは Web サイト上に公開されている。たとえば各州の最高裁判決については、State Supreme Court Data Project がコード化を進めており、SPSS 等のパーソナル・コンピュータ上で利用できる統計パッケージで読み込み可能なフォーマットでデータを公開している¹³。

この点で、日本では研究者が手作業により適切な分類・抽出を行ってコード化しなければならず、研究自体よりもコード化作業のほうにコストを要する現状にあり、彼我の格差は大きいといわざるをえない。

不透明な判例集登載・未登載基準

わが国では各種の判例集が存在するが、各種判例集の登載基準・未登載（不登載）基準がきわめてあいまいであり、事件当事者等から判決文が流出したものに目を通すと研究上重要な判例であると考えられるのに、なぜかどの判例集にも登載されていないという場合は案外と多い。そこに、裁判所が判例集に登載することを好まないある種の判決類型が存在するのではないかという仮説が生じるわけであるが、現状ではそれを実証的に検証することはほぼ不可能である（つまり、何が判例集に載っていないのかを正確に知りうるができないので「判例集未登載の研究」を行うことができないのである）。

このような判決データの変則は、分析結果に悪影響を与えることが予想される。近時最高裁判所をはじめとする裁判所が判決データの Web 上での速報を行うようになってきているが、あらためて全判決の公開が望まれるところである。

研究手法

実証的研究においては、統計学的手法（特に多変量解析）を用いてデータを分析することが多い。アメリカにおいては大学の政治学専攻において統計学が必修となっている場合も多く、統計学的手法に対する抵抗も少ないが、わが国においては必ずしも一般的な分析手法とはなっていないのが現状である。このため、研究の有意性に疑問を抱かせる分析結果が少なくない。ロジスティック回帰等の新しい分析手法もほとんど使われていないのが実情である。

4 おわりに

一般にわが国の法律学においては研究内容を法の解釈に限定し、立法過程や立法内容における政治性は捨象する傾向があるにもかかわらず、わが国の裁判所における判決（特に行政訴訟や政治問題）においてある種のバイアスが存在するのではないかという疑いは経験的事実に語られてきた。司法制度改革という大きな変化の中で、裁判官の役割も変化してきており、近年では知的財産権分野等を中心にして裁判官に法創造的な機能を期待する世論もうまれている。

このような状況の中で、裁判官が下す判決が果たす機能を検証するには、従来の伝統的な判例研究だけでは不十分であると考えられる。わが国における実証的判例研究の発展が望まれる。

¹² 判決文のような質的なデータはそのままでは解析することができないため、量的なデータに変換するコード化作業が必要となる。ある基準に該当する・しないという相違を 0 と 1 という変数に置換するダミー変数化はその一例である。

¹³ <http://www.ruf.rice.edu/~pbrace/statecourt/>